

消費税申告書の追加改正対応について

『ネットde記帳』は令和元年10月1日からの消費税申告に用いる様式に関して、同年12月までに対応済ですが、リリース後の12月23日に法令解釈通達の一部が改正され、消費税確定申告の対象となる課税期間において旧税率が適用された取引がない場合（新税率が適用された取引のみの場合）の記載が改められました。この改正の内容および『ネットde記帳』の対応については、以下のとおりとなります。

1. 改正内容

旧税率が適用された取引がない場合（新税率が適用された取引のみを行う場合）の消費税申告書の記載について、付表1-1および付表4-1において注意書き「(注3)」が追加され、「合計地方消費税の課税標準となる消費税額」がプラスの場合には100円未満切捨てで計算して記載し、「譲渡割額」についても記載が改められました。

<参考>

・国税庁HP

「消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/r0112/index.htm>

「申告書添付書類 一覧（消費税及び地方消費税 申告書添付書類）」

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/shinkoku/itiran/1461_31-3.htm

「旧税率が適用された取引がない場合の地方消費税額の計算方法」

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/r0112/01.htm>

2. 対象となることが想定される事業者

(1) 個人・法人共通

- ・ 令和元年10月1日以後開業（設立）し、かつ、課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる事業者
- ・ 令和元年10月1日を含む課税期間が課税事業者であり、かつ、令和元年9月30日までの間に旧税率が適用された取引がない事業者
- ・ 課税期間特例適用事業者、かつ、令和元年10月1日以後開始する課税期間について申告する事業者

(2) 法人事業者のみ

- ・ 令和元年10月1日以後設立し、かつ、「消費税の新設法人」又は「消費税の特定新規設立法人」に該当する法人

3. 計算方法について

地方消費税額の計算の基となる⑬E欄「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額」の計算は、改正前は1円未満切捨てで計算していますが、改正後は⑬E欄がプラスの場合は100円未満切捨てで計算するように変更となります。

4. プログラム対応について

1月の所得税改正対応版リリースと同じタイミングで、改正後の計算に対応する予定です。

5. 各事業者様への対応について

上記2に該当する事業者の場合、改正対応前のプログラムでは地方消費税額が100円多く計算されることがあります。該当する事業者は、プログラム対応後に消費税申告書を改めて作成していただけますようお願いいたします。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分		旧税率分小計	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計 F
		X	D	E	(X+D+E)
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	円 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
	②	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑨欄へ
② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ	※第二表の⑫欄へ
③ 消費税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑩D欄の合計金額)	(付表2-1の⑩E欄の合計金額)	※第一表の⑬欄へ
④ 控除過大調整税額	④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の⑪D欄の金額)	(付表2-1の⑪E欄の金額)	※第一表の⑭欄へ
控除税額	⑤ 控除対象仕入税額	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第一表の⑮欄へ
	⑥ 返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第二表の⑯欄へ
	⑦ 売上げの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑦-1X欄の金額)			※第二表の⑰欄へ
	⑧ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑦-2X欄の金額)	※⑦-2欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑱欄へ
	⑨ 貸倒れに係る税額	(付表1-2の⑧X欄の金額)			※第一表の⑲欄へ
	⑩ 控除税額小計 (④+⑤+⑥)	(付表1-2の⑩X欄の金額)			※第一表の⑳欄へ
⑪ 控除不足還付税額 (⑦-⑧-⑨)	(付表1-2の⑪X欄の金額)	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ		
⑫ 差引税額 (②+③-⑦)	(付表1-2の⑫X欄の金額)	※⑫E欄へ	※⑫E欄へ		
⑬ 合計差引税額 (⑨-⑩)				※マイナスの場合は第一表の㉑欄へ ※プラスの場合は第一表の㉒欄へ	
地方と併せた消費税額	⑭ 控除不足還付税額	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑩D欄と⑪E欄の合計金額)	
	⑮ 差引税額	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑩D欄と⑪E欄の合計金額)	
⑯ 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑭)	⑯	(付表1-2の⑯X欄の金額)		※第二表の㉓欄へ(注3)	※マイナスの場合は第一表の㉔欄へ ※プラスの場合は第一表の㉕欄へ ※第二表の㉖欄へ
譲渡割額	⑰ 還付額	(付表1-2の⑰X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)(注3)	
	⑱ 納税額	(付表1-2の⑱X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)(注3)	
⑲ 合計差引譲渡割額 (⑱-⑰)	⑲				※マイナスの場合は第一表の㉖欄へ ※プラスの場合は第一表の㉗欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、⑬～⑲E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。
 (1) 「⑬E欄-⑯E欄」がマイナスの場合
 ⑯E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑱E欄に「(⑬E欄-⑯E欄)×22/78」により計算した金額を記載する(⑲E欄の記載は不要)。
 (2) 「⑬E欄-⑯E欄」がプラスの場合
 ⑯E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑱E欄に「⑬E欄×22/78」により計算した金額を記載する(⑲E欄の記載は不要)。
 (R1.10.1以後終了課税期間用)

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	①	(付表4-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000
課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	(付表4-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
消費税額	②	(付表4-2の②X欄の金額)	※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑩欄へ	※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑪欄へ	※付表5-1の①F欄へ ※第二表の⑫欄へ
貸倒回収に係る消費税額	③	(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ	※付表5-1の②E欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表4-2の④X欄の金額)	(付表5-1の③D欄又は④D欄の金額)	(付表5-1の③E欄又は④E欄の金額) ※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤	(付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ	※付表5-1の③E欄へ ※第二表の⑬欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥	(付表4-2の⑥X欄の金額)		※第一表の⑤欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	(付表4-2の⑦X欄の金額)		※第一表の⑥欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表4-2の⑨X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑩E欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ
地方と併せて課税する消費税額	控除不足還付税額	⑪	(付表4-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)
	差引税額	⑫	(付表4-2の⑫X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表4-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑭欄へ(注3)	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の⑮欄へ
譲渡割額	還付額	⑭	(付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)(注3)
	納税額	⑮	(付表4-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)(注3)
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑫欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、⑩～⑮E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。
 (1) 「⑩E欄-⑩E欄」がマイナスの場合
 ⑩E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑩E欄に「(⑩E欄-⑩E欄)×22/78」により計算した金額を記載する(⑩E欄の記載は不要)。
 (2) 「⑩E欄-⑩E欄」がプラスの場合
 ⑩E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑩E欄に「⑩E欄×22/78」により計算した金額を記載する(⑩E欄の記載は不要)。
 (R1.10.1以後終了課税期間用)